

文京区補助金等チェックシート

所属 福祉部福祉政策課

1 補助金の名称等

26年度調査

補助金の名称	文京区社会福祉協議会補助							
根拠規定等	文京区社会福祉法人に対する助成に関する条例、 文京区社会福祉法人に対する助成に関する条例施行規則							
創設年月	昭和	42	年	4	月	経過年数 〔自動計算〕	47年	終了予定年月
直近の見直し年月			年		月	経過年数 〔自動計算〕		
見直しの内容								
予算科目	款	項	目	大事業	中事業	実施計画事業番号		
	5 民生費	1 社会福祉費	4 福祉事業費	2 社会福祉協議会補助	1 5 事務局運営費、地域福祉事業補助、ボランティア・市民活動センター補助、在宅福祉事業補助、権利擁護センター事業補助	76、81、82 86、224		
補助金の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 奨励的補助 <input type="checkbox"/> 施設運営補助 <input type="checkbox"/> 扶助的補助 <input type="checkbox"/> 投資的補助 <input type="checkbox"/> 利子補給							

2 補助金の概要

補助目的	文京区における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の実施及び社会福祉に関する活動の活性化により地域福祉の推進を図ることを目的とする。							
補助事業等の内容	地域福祉事業(ふれあいいきいきサロン事業、心身障害福祉団体連合会事業への支援、小地域福祉活動事業等)や在宅福祉事業(ホームヘルプサービス事業等)、権利擁護センター事業(福祉サービス利用援助事業、財産保全管理サービス等)など							
補助対象経費の内容	文京区社会福祉協議会の運営にかかる人件費、事業費等							
補助事業者等	<input type="checkbox"/> 区民 <input type="checkbox"/> 地域活動団体 <input type="checkbox"/> NPO(特定非営利活動団体) <input type="checkbox"/> 事業者 <input checked="" type="checkbox"/> その他							
	〔特定の相手方に補助している場合は具体的に記入〕 社会福祉法人 文京区社会福祉協議会							
補助金の算出	<input type="checkbox"/> 定率 (補助率) <input type="checkbox"/> 定額 (補助額)							
	<input type="checkbox"/> 補助単価 (補助単価 単位) <input type="checkbox"/> 規定なし <input type="checkbox"/> その他							
	〔その他の場合は具体的に記入〕 〔定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入〕							
公募の状況	非公募							
実績報告書時における用途の確認方法	<input type="checkbox"/> 領収書(写し) <input type="checkbox"/> 契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 決算書 <input type="checkbox"/> 成果物 <input type="checkbox"/> その他 ()							
補助・単独の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 区単独	負担割合	区	国	都	補助対象者		
	<input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ無し) <input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ有り)	上乗せの内容・理由						

3 補助金の交付の適否に関する基準〔A:適合している、B:適合していない、C非該当〕

項目	内 容	判定	判定の理由
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	A	社会福祉協議会は、地域福祉の推進において重要な役割を果たしています。
	基本構想、実施計画、個別計画等の区の政策に適合しているか	A	社会福祉協議会の事業は、基本構想実施計画など様々な区の計画にも掲載されている。
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	A	社会福祉協議会の事業は、公的な支援だけでは対応できない課題や、制度の狭間にある課題に対応するために必須であり、区が補助すべきものである。
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	A	地域福祉の充実という点から見ても、社会福祉協議会の事業を実施しなかった場合は大きなマイナスの影響が生じる。
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	C	
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	C	
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	A	公的な支援だけでは対応できない課題を担ってもらうためにも、補助は必須であり代替策はない。
	補助金の交付による効果が認められるか	A	社会福祉協議会は、地域福祉の充実を図るための多くの事業を実施しており、補助金額に見合う効果が認められている。
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	A	社会福祉協議会は、地域福祉の充実を図るための多くの事業を実施しており、補助金額に見合う効果が認められている。
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	A	事業の実施を通じて地域福祉の充実を図り、多くの区民へ効果が還元されている。
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか	A	適正な内容であり、法令等への抵触はない。
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	A	事業内容は補助目的と合致している。
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	A	適切な会計処理であること、適正な使途であることを確認している。

4 交付実績

(件、千円)

項目	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(予算)
交付(見込み)件数	1	1	1	1
決算(予算)額	121,875	126,944	139,762	204,920
国庫支出金	0	0	0	0
都支出金	12,206	11,143	16,255	21,501
その他	0	0	0	0
一般財源	109,669	115,801	123,507	183,419
26年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等)	社会福祉法人文京区社会福祉協議会に対し、人件費、事業費等の補助を交付した。			

5 課題及び今後の方向性

引続き要綱に則り、適正な補助金の交付を行う。